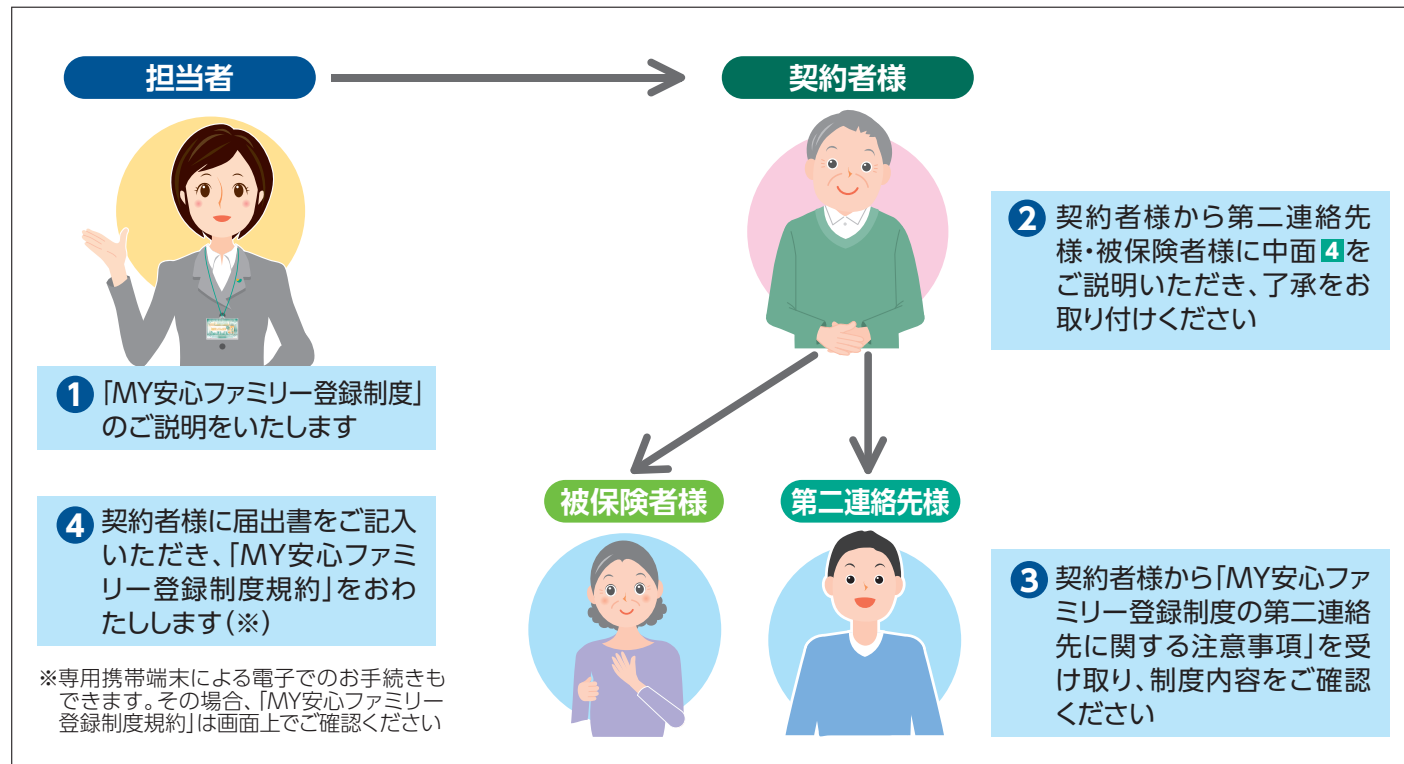


ご登録の際のお手続きについて

お手続きの流れ



その他のご案内

お電話によるお問い合わせ窓口

お問い合わせは契約者様ご本人(給付金・保険金のご請求は被保険者様または受取人様)からお願いいたします。

コミュニケーションセンター

0120-662-332

ご高齢のお客さま専用のお問い合わせ窓口

担当者に直接つながり、ゆっくり丁寧に対応いたします

0120-809-127

月曜～金曜/9:00～18:00 (いずれも祝日・)
土曜/9:00～17:00 (年末年始を除く)

※お電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいております

<詐欺等の保険金等の金融犯罪にご注意ください>

当社では、お客さまからのお申し出によるご契約内容等のお手続き以外で、保険証券・請求書・公的書類等をお客さまからお預かりすることはございません

当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

お客さま専用サイト
MYほけんページ

当社ホームページからご登録いただくことでさまざまなサービスをご利用いただけます。

※一部のページを除きスマートフォンからもご覧いただけます

<https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田 検索

MY介護の広場

安心老後 介護とお金 健康と医療

インターネットを通じて介護に関する情報を幅広く提供する介護総合情報サイトです。

<https://www.my-kaigo.com/> MY介護の広場 検索

運営:明治安田システム・テクノロジー株式会社

MY安心ファミリー登録制度のご案内

契約者様にとって大切なお知らせです

「MY安心ファミリー登録制度」とは?

当社からの通知物が契約者様に届かない場合や、大規模災害等で契約者様との連絡が困難となった場合等に、第二連絡先に契約者様の最新のご連絡先を確認させていただく制度です。

第二連絡先には、あらかじめ契約者様以外の連絡先をご登録いただきます。

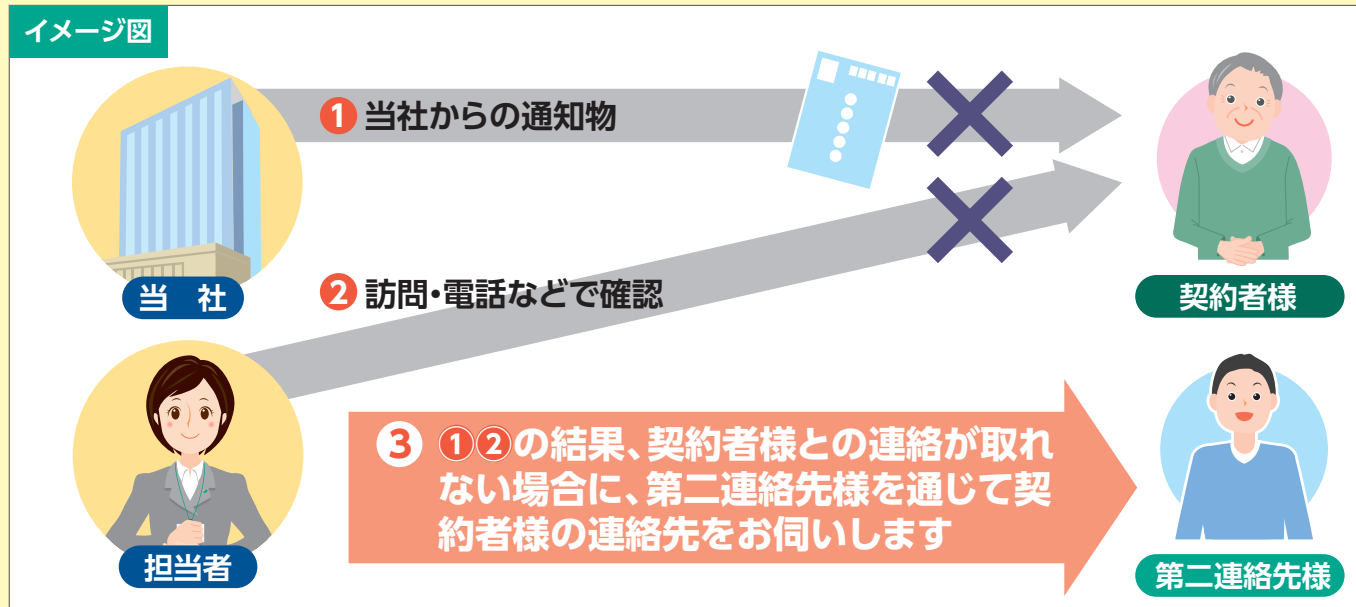


明治安田

MY安心ファミリー登録制度について

1 MY安心ファミリー登録制度

イメージ図



2 当社から第二連絡先様に連絡をさせていただく場合

- ① 大災害発生時等において、契約者様・被保険者様と連絡が取れない場合（※1）
- ② 転居や施設への入所等により、**契約者様あての所定の通知物**（※2）が届かないことが**判明した場合**（※3）
- ③ 担当者が所定のお手続き（※2）のためにご登録の住所を訪問した際、**契約者様の所在が確認できなかった場合**
- ④ 第二連絡先様からご了承をいただいたうえで、お役立ち情報（商品のご紹介・各種サービスのご案内）のご提供をする場合



大災害発生時



転居



施設への入所

- （※1） 本制度のご利用停止後であっても大災害発生時等に登録されていた第二連絡先様へ連絡を行なう場合があります
- （※2） 「所定の通知物」「所定のお手続き」とは、死亡保険金のお支払い、満期保険金のお支払い、年金のお支払い、すえ置保険金（満期時）のお支払い、主契約更新（満了）時のお支払いなどにおける通知物やお手続き、「明治安田生命からのお知らせ」などを指します
- （※3） 第二連絡先様への連絡の有無にかかわらず、当社で管理している契約者様の最終の住所または通信先に発信した通知は、約款規定に従い契約者様に到達したものとみなします

3 「第二連絡先」のご登録対象者

●日本国内にお住まいの配偶者様もしくは三親等以内の親族様

なお、ご登録にあたっては、以下の方をおすすめします

- ・災害等の緊急時連絡に備えた、別居のご家族等（独立されたお子さま等）
- ・契約者代理人に指定されていない場合は、死亡保険金受取人様または被保険者様



第二連絡先様

※第二連絡先としてご登録いただける住所は日本国内の居住地のみです。海外の住所や勤務先はご登録いただけません

4 契約者様から第二連絡先様および被保険者様に事前にご説明いただきたい事項

- ① 第二連絡先様へ 被保険者様へ
契約者様が本制度を利用すること
- ② 第二連絡先様へ 被保険者様へ
第二連絡先様はご契約に基づく各種請求や照会ができないこと
- ③ 第二連絡先様へ
ご登録に必要な第二連絡先様の情報（氏名・生年月日・住所等）を当社へ開示すること（※4）
- ④ 第二連絡先様へ
本制度に基づき、当社から第二連絡先様に連絡を行なう場合があること
- ⑤ 被保険者様へ
被保険者様以外の方を「第二連絡先」に登録する場合、第二連絡先様に被保険者様の氏名・生年月日を開示すること



第二連絡先様



被保険者様

（※4） 第二連絡先様からご照会を受けた際にご本人確認を行なうために登録いただきます。ご登録に必要な情報を当社に開示することにつきましては、契約者様本人が第二連絡先様に了承をお取りいただきますようお願いいたします

本制度の詳細については、「MY安心ファミリー登録制度 規約」を必ずご確認ください。